

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県災害救助隊規則
- 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇告示 教育職員免許状の授与
- 中型まき網漁業等の起業認可申請期間
- 交換分合計画の認可

規則

鳥取県災害救助隊規則をここに公布する。

昭和三十二年四月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第十六号

鳥取県災害救助隊規則

（設置）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十二條の規定により鳥取県災害救助隊（以下「救助隊」という。）を置く。

（目的）

第二条 救助隊は、非常災害が発生した場合救助作業関係者との緊密な連絡団結の下に、罹災者に対して迅速且つ適切な救助を行うことを目的とする。

（本部）

第三条 救助隊本部は、鳥取県厚生労働部厚生援護課に置く。

（組織）

第四条 救助隊の構成員は次のとおりとする。

- 隊長
- 副隊長
- 部長
- 支隊長
- 分隊長

隊員

- 2 隊長は、知事がこれに当り、隊を統轄し、隊務を総理する。
- 3 副隊長は、副知事をもつてこれに当て、隊長を助け、隊長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 部長は、県部長若しくは関係行政庁の職員又は日本赤十字社県支部の役職員の中から知事が任命又は委嘱し、隊長の命を受けてその部の事務を掌理する。
- 5 支隊長は、福祉事務所長及び市長をもつてこれに当て、隊長の指揮を受け支隊を統轄し、隊務を掌理する。
- 6 分隊長は、町村長をもつてこれに当て、支隊長の指揮を受け分隊を統轄し、隊務を掌理する。
- 7 隊員は、県若しくは関係行政庁の職員、日本赤十字社県支部の職員又は災害救助活動に関係のある者の中から知事が任命又は委嘱し、上司の命を受け救助作業に従事する。

(部及びその業務)

- 一 総務厚生部
- イ 各部の総合連絡統制に関すること
- ロ 応急救助一般に関すること
- 二 公安部
- イ 情報に関すること
- ロ 公安に関すること
- ハ 救出避難に関すること
- 三 消防部
- 消防に関すること
- 四 衛生部
- 医療防疫に関すること
- 五 經濟部
- 救助物資に関すること
- 六 技術部
- 施設、設備等の応急修理に関すること
- 七 輸送部

第五条 救助隊に次の部を置き、それぞれ業務を分掌する。

避難者、救助人、救助物資、資材等の輸送に関すること

こと

八 協力部

団体等の協力活動の連絡統制に関すること

(支隊)

第六条 救助隊に支隊を置く。

2 支隊は、県の各福祉事務所及び各市に置き、所管地区内における非常災害の発生に際して支隊長の指揮に基き、救助その他緊急措置を実施する。

(分隊)

第七条 支隊に分隊を置く。

2 分隊は、各町村ごとに置き、地区内における非常災害の発生に際して分隊長の指揮に基き、救助その他緊急措置を実施する。

(活用計画)

第八条 支隊長及び分隊長は、翌年度における災害時の完全な活用計画を定め、毎年二月末日までに隊長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県災害救助隊規程（昭和二十三年三月鳥取県告示第三百三十号）は、廃止する。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年四月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「鳥取県境漁業用海岸局」を削る。

第三十条第四項中「鳥取県工業試験場津ノ井分場 岩美郡津ノ井村」を削る。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十五条 削除

第五十二条第四項中「鳥取県水産試験場大山養魚場
西伯郡淀江町」を「鳥取県水産試験場三朝養魚場 東伯
郡三朝町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百四十五号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十三年四月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

免許状の種類	番 号	氏 名	本 籍 地	授与年月日
幼稚園助教諭免許状	昭三二幼助第一三号	熊本久子	境港市中野町	昭和三十三年三月一日
"	" 第一四号	竹内和子	八頭郡佐治村	"
高等学校助教諭免許状(社会、国語)	昭三二高助第一号	尾崎裕堂	鳥取市湯所町	昭和三十三年四月一日
"	" (英語)	杉浦道幸	" 富安	"
"	" (家庭)	吉村和起子	八頭郡郡家町	"
"	" (")	藤尾節子	鳥取市瓦町	"

鳥取県告示第四百四十六号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号)第十八条の規定に基き、昭和三十三年に

おける無動力中型まき網漁業及び総トン数十五トン未満の動力付中型まき網漁業(あじ、さば、いわしを目的とする、いわゆる和船さんちやく網漁業)の起業認可申請

期間を次のとおり定める。

昭和三十三年四月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十三年四月二日から

昭和三十三年四月十六日まで

鳥取県告示第四百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条第七項の規定により東伯郡赤碓町農業委員会から申請のあつた農地等の交換分合計画を次のように認可した。

昭和三十三年四月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

農業委員会名 申請年月日

認可年月日

東伯郡赤碓町農業委員会 昭和三十三年三月二十五日 昭和三十三年三月二十八日

地方公務員各位の必携宝典

最新版 自治行政六法

定價 二八〇円 ポケット版 本文インデアン紙 一〇七四頁

本書の特色

- 一、読み易いこと。各条ごとに見出し注記、項数番号を附した。
- 一、携帯に便宜を図つた。
- 一、価格が極めて安い。類似の自治小六法より四十円安い。
- 一、毎年改訂版を発行する。
- 一、追録の無料サービス。重要法令の改正の場合追録無料進呈。
- 一、登載件数が類似の自治小六法より十数件多い。

東京・虎の門

第一法規出版株式会社

中国営業所 広島市上柳町二三

お申込は県総務課
法制係にお寄せ下
さい

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発

鳥取県鳥取市東町
鳥取者鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町

刷 所 鳥取県